

河床掘削業務 特記仕様書

第1条 施工管理等

1. 工事写真は同一箇所から施工前・施工状況・施工後を対比できるように撮影し、撮影箇所は3箇所以上とすること。また、積込運搬状況・処分場搬入状況についても撮影すること。（本業務は電子納品対象外であるが、工事写真・出来形図（座標管理）をCDに納品して1部提出すること。）
2. 土砂等の搬出完了時には出来形図及び数量表を提出し、監督員の立会を受けること。
3. 施工後に再度堆積した場合等、監督員の出来形確認を実施している箇所については、再施工義務の対象外とする。

第2条 土砂の運搬等

1. 土砂等の搬出先については、下記のとおりとする。

搬出先	海陽町宮柿谷残土処分場
所在地	海部郡海陽町神野字柿谷

注：搬出に当たっては、搬出先の管理者の指示に従うこと。

2. 受注者は、土砂の搬出に先立ち、処分場管理者（海陽町）と搬出日等についての確認調整を行うこと。
3. 受注者は、土砂搬出に係る必要な手続きを行うものとし、書類等について監督員が提出を求めたものについては、その書類（写し可）を提出しなければならない。

第3条 除草により発生する雑草等の処分等

1. 受注者は、本業務の実施にあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
2. 受注者は、除草等により発生した廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、美波町の一般廃棄物処理業（収集・運搬）及び一般廃棄物再生利用業の許可業者と契約しなければならない。

第4条 その他

1. 本業務の業務着手日は令和2年12月1日、工期終期は令和3年3月25日とする。なお、受注者は、業務着手日まで業務の着手（現場事務所の設置、現場への資材の搬入及び仮設物の設置など）を行ってはならない。ただし、工期始期から発注者の指定する工事着手日までの期間内に、関係者の同意など、着手時期の制約が解消された場合は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。
2. 上記以外で疑義のあるものについては監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

南部総合県民局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※ 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※ 2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書
の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。